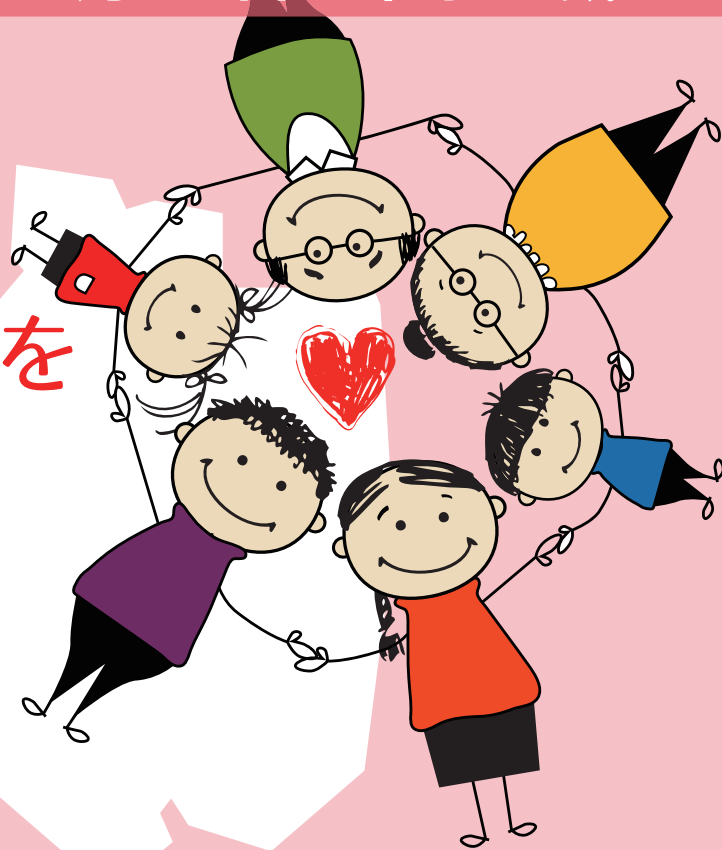


# 第3回 口頭弁論期日決定！ 3月28日は東京地裁へ！

## 「南相馬・避難 20ミリシーベルト 基準撤回訴訟」を 応援しよう！ 「避難の権利」を 確立しよう！



「年20ミリシーベルトではいのちは守れない」  
——立ち上がった南相馬のみなさんを応援しましょう。  
大法廷を埋め尽くしましょう！ 終了後、報告集会も予定しています。

2016年 **3月28日** (月)

- 経産省前抗議アピール 12:30～12:50 場所：経済産業省本館前 **MAPA**
- 東京地裁前応援アピール 13:00～13:30 場所：東京地方裁判所前 **MAPB**
- 第3回口頭弁論 14:00～ 場所：東京地方裁判所 103号法廷  
※傍聴券が必要となりますので、配布締め切りの13:30までにお越しください。  
なお、希望者多数の場合抽選となることがあります。
- 報告集会 15:20～ 場所：参議院議員会館 B107  
※開始時間は、状況によって若干前後することがございますので、ご了承ください。



### 「南相馬・避難20ミリシーベルト基準撤回訴訟」とは

年20ミリシーベルトを基準とした避難勧奨地点の解除は違法だとして、福島県南相馬市の住民206世帯808人が、国を相手取り、解除の取消しを求めて東京地裁に提訴しました。避難指示または勧奨の解除に関して、はじめで司法の場で争うものです。争点は2つ。

- ① ICRPなど国際的な勧告では、公衆の被ばく限度は年1ミリシーベルトとされ、日本の法令もこれを取り入れてきました。訓練された職業人しか立ち入りのできない放射線管理区域も3ヶ月で1.3ミリシーベルトです(年に換算すると約5ミリシーベルト)。これらを考えると、年20ミリシーベルトでの解除は違法。
- ② 住民たちが何度も反対を表明したのに、政府は一方向的に解除を決定しました。解除されてから3ヶ月後に、賠償も打ち切られてしまうため、避難の継続を希望する住民の中には、経済的な理由から帰還をせざるをえない人もできます。

また、南相馬などにおいては、広範囲にわたって、放射性物質による土壌汚染がみられ(図)、ほこりの吸い込みによる内部被ばくが心配されます。

※支援の会にご入会を！——この訴訟を応援し、訴訟の意義を全国に伝えるために、「支援の会」が立ち上がりました。ぜひサポーターや会員になっていただければ幸いです。

※詳しくは：<http://minamisouma.blogspot.jp/> ※オンラインからお申込みいただくこともできます。 URL：[goo.gl/fQLkJA](http://goo.gl/fQLkJA)

### 磐越自動車道(新潟ーいわき)PA・SAの土壌汚染

放射性セシウム 134 + 137の合計値(単位:Bq/m<sup>2</sup>) 測定日:2014年7月17日～31日 (河野登志氏の資料より)

新潟県 ← → 福島県 (ほぼ全域が汚染地帯で避難が必要！)



南相馬・避難勧奨地域の会 小澤洋一さん作成

南相馬・避難20ミリシーベルト基準撤回訴訟支援の会

〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-21-9 FoE Japan 気付  
Tel: 03-6909-5983 Fax: 03-6909-5986 携帯: 090-6142-1807  
E-mail: info.minamis@gmail.com

